

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日の翌  
の翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十三号

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)

の一部を次のように改正する。

別表第二課長専決事項の欄第九号の次に次の一号を加える。

九の二 課員の扶養親族の認定

別表第三企画室の項部長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号

とする。

別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第九号を次のように改める。

九 削除

別表第三広報文書課の項課長専決事項の欄第十三号を次のように改める。

十三 削除

別表第三人事課の項課長専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 削除

別表第三人事課の項課長専決事項の欄第七号中(二)を(一)とする。

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第十五号の次に次の一号を加える。

十六 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)に基づく知事

の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の基本方

針の決定

(二) 第百二十条の規定による自衛官の募集に関し必要な報告等の内閣

総理大臣への提出

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第十八号の次に次の一号を加える。

十九 自衛隊法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げ

るもの

(一) 第百十四条の規定による自衛官の募集期間の告示

(二) 第百十七条第一項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等

の告示

(三) 第百十八条の規定による二等海士又は二等空士の採用試験の試験

期日等の告示

(四) 第百十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の実施

別表第三予防課の項部長専決事項の欄第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十八条第二項の規定による事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことの勧告

(二) 第二十一条の規定による測定に基づく意見の提出

二十三 鳥取県公害防止条例（昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定によるばい煙関係特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令

(二) 第十八条第一項の規定によるばい煙関係特定施設の構造等の改善の命令

(三) 第十八条第二項の規定によるばい煙関係特定施設の使用の一時停止の命令

(四) 第二十七条の規定による汚水関係特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令

(五) 第二十九条第一項の規定による汚水関係特定施設の構造等の改善の命令

(六) 第二十九条第二項の規定による汚水関係特定施設の使用の一時停止の命令

(七) 第三十三条の規定による緊急時におけるばい煙又は汚水の排出量の減少についての協力の要請

(八) 第三十六条の規定による公害の防止のための措置の要求

(九) 第三十七条の規定による公害に関する苦情の処理  
別表第三予防課の項部長専決事項の欄第十三号の次に次の二号を加える。

十四 大気汚染防止法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定の実施

(二) 第二十六条第一項の規定によるばい煙発生施設の状態等の報告の要求及び工場等への立入検査

十五 鳥取県公害防止条例第三十四条の規定によるばい煙関係特定施設等の状況等の報告の要求又は工場等への立入検査

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第三号から第五号までを次のように改める。

三 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による職業訓練計画の策定及びその変更

(二) 第七条の規定による職業訓練の実施についての勧告

(三) 第二十一条第二項の規定による法定職業訓練の実施の委託

(四) 第三十五条第一項の規定による職業訓練法人の設立の認可

(五) 第四十一条第二項又は第三項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可

(六) 第四十二条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し

(七) 第六十四条第四項の規定による技能検定試験の実施等を具技能検定協会に行なわせることの決定

四 職業訓練法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条及び

第五条の規定により知事の権限に属するものとされた職業訓練法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条の規定による職業訓練指導員の免許

(二) 第二十九条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し

(三) 第六十四条第二項の規定による技能検定試験の実施

(四) 第九十八条第二項の規定による高等職業訓練校の運営等に関する事項についての命令

五 鳥取県立専修職業訓練校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)第十三条の規定によるほう賞の実施

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄第三号及び第四号を次のように改める。

三 職業訓練法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の規定による事業主等の行なう職業訓練の認定

(二) 第二十六条の規定による認定職業訓練についての援助の実施

(三) 第一百二条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求

四 職業訓練法施行令第二条及び第五条の規定により知事の権限に属するものとされた職業訓練法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の実施

(二) 第三十条第五項の規定による実技試験又は学科試験の免除

(三) 第六十五条の規定による合格証書の交付

(四) 第九十八条第二項の規定による高等職業訓練校の運営に関する事

項についての報告の要求

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号中(四)を削り、(四)を(三)とし、(四)から(五)までを一ずつ繰り上げる。

別表第三農政企画課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。

三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)に基づく組合等の業務又は会計の状況の検査(検査を行なった場合における法令等の違反に対する措置の命令を含む。)

別表第三農政企画課の項部長専決事項の欄第四号及び第五号を削る。

別表第三農政企画課の項課長専決事項の欄第三号を削る。

別表第三検査課の項を削る。

別表第三農業指導課の項の次に農業振興課の項として次のように加える。

農業振興課 一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項第三号、第四号及び第五号の規定による農地又は採草放牧地の面積の決定

(二) 第四条第一項の規定による農地の転用の許可

(三) 第五条第一項の規定による

一 農地法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第一項の規定による小作地又は小作採草放牧地の買収令書及びその謄本の交付

(二) 第二十条第三項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可についての農業者協議の意見の聴取

農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可

四 第六条第一項第二号の規定による小作地又は小作採草放牧地の面積の決定

四 第二十條第一項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可

四 第二十一條第一項の規定による小作料の最高額の認可

四 第四十八條第一項の規定による買収すべき土地の区域等の決定

二 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第十五條の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第七十八條第一項の規定による買収した土地等の管理

三 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第五條第一項の規定による資金の貸付けを受けることが適當である旨の認定(地方機関等決裁規則

三十九條第一項の規定による農地又は採草放牧地の売却通知書及びその謄本の交付

四 第五十條第一項の規定による土地等の買収令書及びその謄本の交付

四 第六十二條第二項の規定による土地配分計画の作成

四 第六十四條の規定による自作農として適當と認められる者の選定及びその者に対する売渡予約書の交付

四 第六十七條第一項の規定による土地等の売渡通知書及びその謄本の交付

四 第六十八條第一項の規定による土地等の使用の申込みが相当である旨の認定

四 第七十一條の規定による土地等の状況の検査

四 第七十二條第二項の規定による土地等の買収令書の交付

四 第八十二條第一項の規定による他人の土地等への立入調査

別表第二地方農林振興局長の項第四十六号の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八條第八項の規定による交換分合計画の認可

五 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

四 第六條第三項の規定による市町村又は土地改良区等が行なう国土調査の指定

四 第六條の三第一項の規定による地籍調査に関する県計画の決定及び当該計画の報告

四 第六條の三第二項の規定による事業計画の決定

四 第十九條の規定による国土調査の成果についての認証の承認の申請及び国土調査の成果の認証

六 開拓者資金融通法(昭和二十

第八十三條の規定による土地の状況等についての県農業会議又は農業委員会の報告の徴取

二 農地法により買収又は売渡をする場合の登記の特例に関する政令(昭和二十八年政令第七十三号)の規定に基づく登記の囑託

二年法律第六号)第六条の規定による資金の貸付け等についての進達

七 開拓融資保証法施行令(昭和二十八年政令第二百二十七号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十九条において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任

(二) 第五十条第三項の規定による定款又は業務方法書の変更の認可

(三) 第六十一条の規定による業務又は財産の状況についての報告の徴取

(四) 第六十二条第一項又は第二項の規定による業務又は会計の状況の検査

(五) 第六十三条第一項の規定による役員解任等の措置の命令

第六十四条の規定による議決の取消し

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中(七)を削り、(八)を(九)とし、(九)から(四)までを一ずつ繰り上げる。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第二号中(一)から(三)までを削り、(四)を(一)とし、(四)から(七)までを三ずつ繰り上げる。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第六号とする。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄を次のように改める。

森林法第十九条の規定による森林組合の定款の変更の認可(地方機関等事務決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第二十九号(九)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

別表第三造林課の項部長専決事項の欄中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 森林法第三十一条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止

二 森林法施行令第五条の規定により知事の権限に属するものとされた森林法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十五条第一項の規定による保安林の指定(同項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するために必要がある場合に限る。)

(二) 第二十六条の規定による保安林の指定の解除(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するために指定した保

安林の解除に限る。

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第九条の規定による地すべり防止工事に関する基本計画の作成及びその変更

別表第三造林課の項課長専決事項の欄中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 森林法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条の規定による農林大臣からの通知の内容の告示及び森林所有者等に対する通知

(二) 第三十九条の二第一項の規定による保安林台帳の調整及び保管

(三) 第四十六条の二第一項の規定による保安施設地区台帳の調製及び保管

二 森林法施行令第五条の規定により知事の権限に属するものとされた森林法第三十三条の二第一項の規定による指定施業要件の変更

別表第三水産課の項中「米子地方農林振興局長」を「境港水産事務所長」に改める。

別表第三農地開拓課の項を削る。

別表第三耕地課の項部長専決事項の欄中第七号を削る。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第一号中「(県が施行する都市改造事業に係る土木工事を除く。以下共通事項の項及び管理課の項課長専決事項の欄第一号において同じ。)」を削り、同欄第二号中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)及び(ロ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第四号の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を

加え、同欄第三号中「第五号の二」を「第五号」に改め、「委任された事務」の下に「及び都市開発事務所長の項第一号(ロ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務」を加え、同欄第四号中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第四号の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同欄第五号中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同欄第六号中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同欄第七号(イ)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(ロ)中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)ホの規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(ロ)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(ロ)中

所長に委任された事務」を加える。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第一号中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)及び(ロ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第一号及び第二号の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同欄第二号(イ)中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(イ)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(ロ)中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(イ)ホの規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(ロ)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(ロ)中

「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(九)トの規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(七)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(四)中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(九)チの規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(七)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(六)中「委任された事務」の下に「及び同表都市開発事務所長の項第一号(九)ルの規定により都市開発事務所長に委任された事務」を加え、同号(七)中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(九)オの規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(七)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同号(八)中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(九)カの規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第七号(七)の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加え、同欄第三号中「委任された事務」の下に「、同表都市開発事務所長の項第一号(三)の規定により都市開発事務所長に委任された事務及び同表尾際治水ダム建設事務所長の項第八号の規定により尾際治水ダム建設事務所長に委任された事務」を加える。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第八号及び第九号を削り、同欄第十号中(九)とし、(三)から(八)までを一ずつ繰り下げ、(二)の次に(三)として

次のように加え、同号を同欄第八号とする。

(三) 第六条第二項の規定による災害復旧事業の設計単価及び歩掛の承認の申請

別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 土木工事の設計単価及び歩掛の決定

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号中「落札者の決定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第一号の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第四号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加える。

別表第三管理課の項課長専決事項の欄中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三検査課の項を削る。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第四号(三)を次のように改める。

(三) 第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)

の規定による市町村が定めようとする事業計画の修正の命令又は事業計画に係る意見を採択すべきでない」と議決された旨の通知

別表第三都市計画課の項の次に都市開発課の項として次のように加える。

都市開発課	一 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの	一 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
-------	--	--

- (一) 第五十二条第一項の規定による設計の概要の認可の申請
- (二) 第五十八条第八項の規定による委員の改選の請求の要旨の公表及び委員の改選についての投票の実施
- (三) 第六十二条第一項の規定による土地区画整理審議会の招集
- (四) 第六十五条第三項の規定による土地及び土地について存する権利の価格の評価
- (五) 第七十二条第一項の規定による他人の占有する土地への立入り等
- (六) 第七十三条第三項(第七十八條第三項、第一百一条第四項及び第一百六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による収用委員会への裁決の申請
- (七) 第七十五条の規定による建設大臣に対する技術的援助の請求
- (八) 第七十九条第一項の規定に

- (一) 第五十五条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画についての公告
- (二) 第七十七条第四項の規定による移転又は除却する旨の公告
- (三) 第八十三条の規定による登記所への届出
- (四) 第八十八条第四項の規定による換地計画に係る意見を採択すべきでないことと認めた旨の通知
- (五) 第九十条の規定による換地を定めないうことについての宅地の所有者等の同意の取得
- (六) 第一百七条第一項の規定による登記所への通知
- (七) 土地区画整理法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
  - (一) 第三条(第二十一条第二項及び第五十五条の二において準用する場合を含む。)の規

- よる施行地区内の土地の使用
- (九) 第八十条の規定による土地区画整理事業の工事の実施
- (一〇) 第八十八条第四項の規定による換地計画の修正のうち軽微なものに係るもの
- (一一) 第八十八条第六項の規定による意見書についての土地区画整理審議会の意見の聴取
- (一二) 第八十八条第七項(第九十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見書についての農業委員会の意見の聴取
- (一三) 第九十一条の規定による過小宅地の基準となる地積等についての土地区画整理審議会の同意の取得
- (一四) 第九十二条の規定による過小借地の基準となる地積等についての土地区画整理審議会の同意の取得
- (一五) 第九十五条第七項の規定による換地計画において特別の定をすることについての土地

- 定による事業計画の縦覧についての公告
- (一六) 第十九条の規定による委員の選挙期日の決定及び公告
- (一七) 第二十一条第四項の規定による選挙人名簿についての異議の申出が正当であるかないかの決定等
- (一八) 第二十二条第一項の規定による異議に関する公告
- (一九) 第二十二条第四項の規定による選挙すべき委員の数の公告
- (二〇) 第二十四条第二項の規定による立候補等の受理
- (二一) 第二十四条第五項の規定による候補者の氏名等の公告
- (二二) 第二十五条の規定による選挙場等の決定及び公告
- (二三) 第二十六条の規定による投票を行なわないう旨の公告
- (二四) 第三十八条の規定による当選人がない旨等の公告
- (二五) 第四十三条第二項の規定による改選請求代表者証明書の

区画整理審議会の同意の取得

㊦ 第九十八条第一項の規定による仮換地の指定及び仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地又はその部分の指定

㊧ 第九十八条第三項の規定による仮換地の指定等についての土地区画整理審議会の意見の聴取

㊨ 第九十九条第二項の規定による仮換地について使用又は収益を開始する日の決定

㊩ 第一百条第一項の規定による宅地等の使用等の停止の措置

㊪ 第一百三十一条第一項及び第四項の規定による換地処分のお知らせ及び公告

㊫ 第一百六条第二項及び第三項の規定による公共施設の管理の引継

㊬ 第一百九条第二項の規定による減価補償金の交付額について

交付及びその旨の公告

㊭ 第四十三条第三項の規定による署名の収集の立会人の指名

㊮ 第四十三条第四項の規定による宅地の所有者等の三分の一の数の公告

㊯ 第四十六条第二項の規定による改選投票所等の決定及び公告

㊰ 第五十二条第二項の規定による改選の投票の結果の公告

三 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

㊱ 第十一条第三項の規定により土地区画整理法施行令の例によるものとされた同令第三十八条の規定による予備委員がない旨等の公告

四 第十四条の規定による予備委員からの委員の補充  
米子都市計画事業米子駅前通

ての土地区画整理審議会の意見の聴取

㊲ 第一百九条の二の規定による公共施設管理者に対する土地区画整理事業に要する費用の負担の要求

二 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち鳥取が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの

㊳ 第二十七条の規定による選挙管理者の任命及び立会人の選任

㊴ 第三十五条の規定による当選人の決定

㊵ 第四十条第二項の規定による選挙又は当選の効力に関する異議の申出に関する決定等

㊶ 第四十八条の規定による改選投票管理者の任命及び立会人の選任

㊷ 第五十四条において準用する第十四条第二項の規定による

り土地区画整理事業の施行に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

㊸ 第十一条第三項の規定により土地区画整理法施行令の例によるものとされた同令第三十八条の規定による予備委員がない旨等の公告

㊹ 第十四条の規定による予備委員からの委員の補充

る改選の投票の結果の効力に  
関する異議の申出に関する決  
定及び公告

(六) 第五十七条第三項第四号の  
規定による換地を定めること  
が困難である宅地の認定

三 鳥取都市計画事業鳥取駅前土  
地区画整理事業の施行に関する  
条例(昭和四十五年三月鳥取県  
条例第九号)第十一条第三項の  
規定により土地地区画整理法施行  
令の例によるものとされた同令  
に基づく知事の権限に属する事  
務のうち次に掲げるもの  
(一) 第三十五条の規定による予  
備委員の決定

(二) 第四十条第二項の規定によ  
る選挙又は決定の効力に関す  
る異議の申出に関する決定  
等

四 米子都市計画事業米子駅前通  
り土地地区画整理事業の施行に関  
する条例(昭和四十五年三月鳥  
取県条例第十号)第十一条第三  
項の規定により土地地区画整理法

施行令の例によるものとされた  
同令に基づく知事の権限に属す  
る事務のうち次に掲げるもの  
(一) 第三十五条の規定による予  
備委員の決定  
(二) 第四十条第二項の規定によ  
る選挙又は決定の効力に関す  
る異議の申出に関する決定等

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加え  
る。

十二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)に基づく知事の権限  
に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による公有水面の埋立の免許

(二) 第三条の規定による公有水面の埋立の免許についての関係市町村  
議会の意見の聴取

(三) 第十条の規定による公有水面の利用施設の代替施設等の設置又は  
損害の補償の命令

(四) 第十三条第二項の規定による工事の著手等の期間の伸長の許可

(五) 第十四条第一項の規定による測量等のための他人の土地の立入等  
の許可

(六) 第十六条第一項の規定による権利の譲渡等の許可

(七) 第二十二条の規定による工事の竣工認可

(八) 第二十七条第一項の規定による権利の設定等について許可を受け

るべき旨の免許条件の設定

(九) 第三十条の規定による権利取得者の義務の命令

(十) 第三十一条の規定による公有水面に存する工作物等の除却の命令

(十一) 第三十二条第一項の規定による法令違反等の場合の免許その他の処分の取消し、効力の制限等

(十二) 第三十二条第二項の規定による土地の収用等をする事業者に対する損害の補償の命令

(十三) 第三十三条の規定による違反により生じた事実の更生等の命令

(十四) 第三十四条の規定による免許の効力の復活又は免許条件の変更

(十五) 第三十五条第一項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号の(四)において同じ。)の規定による原状回復の義務の免除

(十六) 第三十五条第二項の規定による公有水面に存する土砂等の国への帰属

(十七) 第三十六条第二項の規定による無免許の埋立の追認

十三 公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第百九十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条ただし書の規定による公有水面の利用に関する施設の設置の許可

(二) 第十一条第一項の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議がとれない場合の裁定

(三) 第二十七条第二項の規定による埋立地の帰属の指定

(四) 第三十二条の規定による埋立の免許についての認可の申請

別表第三河港課の項課長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加え

る。

十二 公有水面埋立法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による埋立の免許の日等の告示

(二) 第二十三条ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用の許可

(三) 第二十七条第二項又は第四項の規定による埋立地に関する処分の制限等の登記の嘱託

十三 公有水面埋立法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第一項の規定による申請の要領等の告知又は告示

(二) 第十五条第二項の規定による申請の要領等の告知

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第二号中「見積者の決定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第三号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第三号中「相手方の決定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第六号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第四号中「入札保証金の免除」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第七号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第六号の次に次の一号を加える。

六の二 請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の営繕工事に係る

請負契約書及び請負変更契約書の作成

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第一号中「予定価格の決定」の下

に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第一号及び第二号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第三号中「設計の変更」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第一号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第八号の規定により米子土木出張所長に委任された事務及び同規則別表第四倉吉土木出張所長の項の規定により倉吉土木出張所長の専決事項とされた事務を除く。)

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第四号(一)中「協議」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(一)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(二)中「工程表の承認」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(三)中「土木出張所長の項第十号及び第十一号の規定により土木出張所長」を「倉吉土木出張所長の項第二号及び第三号の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び米子土木出張所長の項第九号(三)及び(四)の規定により米子土木出張所長」に改め、同号(四)中「変更の請求」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(五)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(五)中「監督員の選任」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(六)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(六)中「工事に係るものの協議」の下に「(地方機関等決裁規則別

表第二米子土木出張所長の項第九号(七)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(七)中「延長」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(八)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(八)中「支払い」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(九)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(九)中「前払い」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(十)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(十)中「工事に係るものの検査」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第九号(十一)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(十一)中「調査の執行」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 郎

鳥取県規則第四十四号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中「又は主務事業所長」を削る。

別表第一第三号の次に次の一号を加える。

三の二 課員の扶養親族の認定

別表第二県税事務所長の項第二号(中)「第一項又は」を削る。

別表第二しかの和泉荘所長の項を削る。

別表第二大山観光会館長の項を削る。

別表第二地方農林振興局長の項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第二次農業構造改善事業促進対策要綱第三のⅡの4の(1)に基づく計画の認定

別表第二地方農林振興局長の項第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 保安林の保護巡視委託契約の締結

別表第二米子土木出張所長の項第九号(中)「のうち請負対象設計金額が

一千万円未満の工事に係るもの承認」を削り、同号(中)「のうち請負対

象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの選任」を削る。

別表第二空港事務所長の項の次に都市開発事務所長の項として次のよう

に加える。

都市開発事務所長	一 県が施行する都市改造事業に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
	(ア) 工事が三百万円未満の土木工事の起工の決定及び当該起工の

決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割をこえない範囲内の設計の変更(国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするもの)に係る設計の変更を除く。

(二) 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下都市開発事務所長の項において「請負対象設計金額」という。)が三百万円未満の土木工事に係る予定価格の決定

(三) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事の指名競争入札に参加することができる者の決定

(四) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定

(五) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る請負契約を随意契約の方法により締結することの決定

(六) 随意契約の方法により請負契約を締結する土木工事のうち請負対象設計金額が三百万円未満のもの並びに(四)の規定による一般競争入札又は指名競争入札を再度入札に付し落札者がない場合に当該入札者の中から決定するものに係る見積者及び契約の相手方の決定

(七) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金又は請負契約の契約保証金の免除

(八) 請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下都市開発事務所長の項において同じ。)が三百万円未満の土木工事に係る

請負契約書及び請負変更契約書の作成

（例）鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

イ 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議のうち工事費が三百万円未満の工事に係るもの

ロ 第一条第三項の規定による工程長の承認

ハ 第三条の規定による金銭保証人の承認

ニ 第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認

ホ 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの変更の請求

ヘ 第八条第一項の規定による監督員の選任

ト 第十五条第一項の規定による工事の一時中止及び工事の一時

中止に伴う工期の変更の協議のうち工事費が三百万円未満の工事に係るもの協議

チ 第十六条の規定による工期の延長のうち工事費が三百万円未満の工事に係るもの延長

リ 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの検査

ヌ 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの支払い

ル 第二十四条第一項の規定による工事の一部の完成の検査及び

検査の合格部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの検査及び合格部分の使用

オ 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払いのうち請負

対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの前払い

ワ 第二十六条第一項の規定による工事の出来高の検査

カ 第二十六条第二項の規定による請負代金の部分払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの部分払い

コ 第三十条第二項の規定による工事の出来形部分の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの検査

ク 土地、水面等の測量及び調査の執行

ク 予定価格が百万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が五十万円で済む機械及び器具の購入、借入れ及び修繕

ケ 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に關する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結

ケ 不動産登記法に基づく不動産の登記

コ 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの

（一）第七十二条第一項及び第二項の規定による他人の占有する土地への立入り及びその旨の通知

（二）第七十二条第六項の規定による植物等の伐除の市町村長への認可の申請及び植物等を伐除した旨の通知

（三）第七十三条第二項（第七十八条第三項、第一百一条第四項、第十四条第四項及び第一百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償の協議

（四）第七十三条第四項の規定による資料の作成

- (四) 第七十四条の規定による登記所等に対する簿書の閲覧等の要求
  - (六) 第七十六条第二項の規定による土地の形質の変更等の許可についての意見の提出
  - (七) 第七十七条第二項の規定による建築物等を移転又は除却する旨の通知及び移転又は除却の意思の有無の照会
  - (八) 第七十七条第六項の規定による建築物等の移転又は除却の実施
  - (九) 第七十八条第二項の規定による建築物等の移転又は除却に要した費用の徴収
  - (十) 第七十八条第五項(第一百一条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補償金の供託
  - (十一) 第八十一条第一項の規定による標識の設置
  - (十二) 第八十二条の規定による土地の分割又は合併の手續の実施
  - (十三) 第八十五条第一項及び第三項の規定による権利の種類等の申告又は権利の移転等の届出の受理
  - (十四) 第九十条の二の規定による仮換地に指定されない土地の管理
  - (十五) 第九十二条第一項の規定による仮清算金の徴収及び交付
  - (十六) 第九十七条第二項の規定による登記の嘱託
  - (十七) 第九十九条第一項の規定による減価補償金の交付
  - (十八) 第一百十条の規定による清算金の徴収又は交付
  - (十九) 第一百一十一条の規定による清算金等の相殺
  - (二十) 第一百二十二条第一項(第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による清算金又は減価補償金の供託
- 三 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十条の規定による選挙人名簿の作成

<p>鳥取都市 開発事務 所 長</p> <p>鳥取都市計画事業鳥取駅前上地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第十七条第三項の規定による基準地積の通知</li> <li>(二) 第十七条第六項の規定による基準地積の訂正及びその旨の通知</li> <li>(三) 第十八条第三項の規定による基準権利地積の通知</li> <li>(四) 第十八条第六項の規定による基準権利地積の訂正及びその旨の通知</li> <li>(五) 第二十条の規定による清算金の額等の通知</li> <li>(六) 第二十一条第一項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付の決定</li> <li>(七) 第二十二条第四項の規定による未交付の清算金を繰り上げて交付することの決定</li> <li>(八) 第二十二条第五項の規定による未納の清算金を繰り上げて徴収することの決定</li> <li>(九) 第二十四条の規定による権利の異動等の届出の受理</li> </ul>	<p>米子都市 開発事務 所 長</p> <p>米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第十七条第三項の規定による基準地積の通知</li> <li>(二) 第十七条第六項の規定による基準地積の訂正及びその旨の通知</li> <li>(三) 第十八条第三項の規定による基準権利地積の通知</li> <li>(四) 第十八条第六項の規定による基準権利地積の訂正及びその旨の通知</li> </ul>
---	---

- (四) 第二十条の規定による清算金の額等の通知
- (五) 第二十一条第一項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付の決定
- (六) 第二十二条第四項の規定による未交付の清算金を繰り上げて交付することの決定
- (七) 第二十二条第五項の規定による未納の清算金を繰り上げて徴収することの決定
- (八) 第二十四条の規定による権利の異動等の届出の受理

別表第二都市開発局長の項を削る。  
 別表第四地方農林振興局長の項第五号を次のように改める。  
 五 削除

別表第四米子地方農林振興局長(中山町及び名和町の区域に係る事務

を除く。)の項中

米子地方農林振興局長(中山町及び名和町の区域に係る事務を除く。)	一 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものを
----------------------------------	--

境港水産事務所長	一 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものを
----------	--

に改める。

別表第四土木出張所長の項の次に都市開発事務所長の項として次のように加える。

都市開発 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(請負契約の締結後に事務所長 いて、設計金額を変更した場合は、当初の設計金額)が三百万円以上の土木工事(県が施行する都市改造事業に係る土木工事に限る。)に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

別表第四都市開発局長の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】